

平成22年 2 月16日

投資主各位

東京都千代田区麹町四丁目 1 番地  
グローバル・ワン不動産投資法人  
執行役員 北島 洋一郎

### 第 5 回投資主総会招集ご通知の一部修正について

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成22年 2 月15日付にてご送付いたしました「第 5 回投資主総会招集ご通知」に、一部誤りがありましたので、下記のとおり修正させていただきます。なお、修正箇所は網掛けで表示しております。

敬具

#### 記

修正箇所

「第 5 回投資主総会招集ご通知」 4 ページ

(修正前)

現 行 規 約	変 更 案
第21条（資産運用の対象及び方針） 1. （記載省略） 2. 本投資法人は、運用方針のほか、投信法その他関係法令、本投資法人が資産運用委託契約を締結する資産運用会社が会員となる公益法人金融商品取引業協会（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含め、以下「金融商品取引法」という。）第78条第2項に定める公益法人金融商品取引業協会を意味する。以下「関連投資信託協会」という。）が定める規則等に従って、資産運用を行うものとする。	第21条（資産運用の対象及び方針） 1. （現行のとおり） 2. 本投資法人は、運用方針のほか、投信法その他関係法令、本投資法人が資産運用委託契約を締結する資産運用会社が会員となる認定法人金融商品取引業協会（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含め、以下「金融商品取引法」という。）第78 条第2項に定める認定法人金融商品取引業協会を意味する。以下「関連投資信託協会」という。）が定める規則等に従って、資産運用を行うものとする。

(修正後)

現 行 規 約	変 更 案
第21条（資産運用の対象及び方針） 1. （記載省略） 2. 本投資法人は、運用方針のほか、投信法その他関係法令、本投資法人が資産運用委託契約を締結する資産運用会社が会員となる公益法人金融商品取引業協会（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含め、以下「金融商品取引法」という。）第78条第2項に定める公益法人金融商品取引業協会を意味する。以下「関連投資信託協会」という。）が定める規則等に従って、資産運用を行うものとする。	第21条（資産運用の対象及び方針） 1. （現行のとおり） 2. 本投資法人は、運用方針のほか、投信法その他関係法令、本投資法人が資産運用委託契約を締結する資産運用会社が会員となる認定金融商品取引業協会（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含め、以下「金融商品取引法」という。）第78 条第2項に定める認定金融商品取引業協会を意味する。以下「関連投資信託協会」という。）が定める規則等に従って、資産運用を行うものとする。

以 上